

こども若者の声を聴く仕組み ～尼崎市の事例から～

尼崎市こども政策監
能島 裕介



兵庫県 尼崎市 ※大阪府ではありません。

市制施行 **1916年**

人口 458,313 人
世帯 240,821 世帯
面積 50.72 km²
※2023.3.31現在

人口密度 兵庫県内1位
全国で21位
(2022.10.1現在)

市内に駅が13ヶ所

神戸・大阪・京都・奈良・福知山へ乗換なし！



子どもの権利

民主主義

市民自治

尼崎市のこども・若者施策の推進にあたって

尼崎市は、こども・若者施策の推進にあたって、以下の5つの項目を大切にして取り組んでいきます。

こども・若者の権利保障とウェルビーイング^(○)

こども・若者が、権利の主体であることを踏まえ、その権利を保障し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるよう取り組みます。



こども・若者の意見聴取・意見反映

こども・若者施策の検討・実施にあたっては、様々な手法により、こども・若者の意見を聴きながら、施策に反映させ、こども・若者のニーズに即した施策の実現に努めます。

こども・若者の安全・安心

こども・若者が、いじめや虐待、貧困や格差などの困難な状況から脱却し、安全で安心して過ごせる環境を整えることをめざします。



切れ目のない支援

こども・若者一人ひとりの状況にあわせて、多様な関係機関や団体等と連携しながら、切れ目のない支援が行えるよう努めます。



保護者・養育者の ウェルビーイングと 成長の支援

こども・若者のウェルビーイングのために、保護者・養育者自身のウェルビーイングと成長についても、支援・応援していきます。



I 尼崎市こども・若者総合計画とは

P.4

II 計画がめざすこと(基本理念)

P.6

計画の推進

こども・若者が
権利の主体であることを共有し、
その権利の啓発に取り組む

P.8

安全に安心して
産み育てることができる
環境づくり

P.10

子育てと仕事の調和の実現に
向けた環境づくり

P.16

すべてのこども・若者が
健やかに育つ環境づくり

P.18

こどもたちの生きる力を
はぐくむ環境づくり

P.26

IV 子ども・子育て支援事業計画 (第3期)

P.32

V こども・若者施策を 推進するため必要な事項

P.48

VI 計画の推進に向けて

P.50

[○]マークの付いている用語については、
用語解説はこちらから ➔



III. 計画の推進

こども・若者が 権利の主体であることを共有し、 その権利の啓発に取り組む



① こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発

② こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発

③ こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映



こども大綱では？

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。(P10)

▼現状

- こども基本法では、国及び地方公共団体は、こども施策の検討、実施及び評価にあたっては、こども・若者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。
- 現在のところ、こども施策の策定等をするにあたって、こども・若者の意見の反映は十分ではない状況です。

▼課題

- こども・若者自身も自らが権利の主体であり、意見表明や他の権利があることを十分に認識していません。
- こどもの権利やこども・若者の意見聴取・意見表明について、行政をはじめ関係機関等の理解・周知が十分でない状況です。
- こども・若者の意見聴取・意見表明、そのフィードバックの方法等について、本市としてその具体的な実施手法が確立されていません。

こどもの権利とは？

「こどもの権利」とは、こどもたちが安全で健康に育ち、自分の意見を自由に言えるようにするために基本的な権利のことです。これらの権利は、平成元年(1989年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約」によって定められています。具体的には、右の4つの原則があります。

これらの権利は、こどもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするために大切な約束です。

こども・若者に対して、こども・若者が権利の主体であり、様々な権利が保障されていることを理解するための啓発を行います。

学校教員やこども・若者にかかる大人等に対して、こども・若者の権利について理解を深めるための啓発を行います。

今後の取組
(R7年度～R11年度)

こども・若者の意見聴取・意見表明について、webアンケートや対面ワークショップなどテーマや対象者に応じた多様な手法を検討し実施します。

本市の政策形成にこども・若者の意見を反映するため、こども・若者に関連する審議会等へのこども・若者の参画を推進します。

より幅広いこども・若者が気軽に意見聴取・意見表明が行えるよう、オンラインによる意見交換プラットフォーム「コドモワカモノボイスアクション」を開設・運用します。また、こうした取組を通じて、既存のユースカウンシル事業での活用・参加者のすそ野を広げる取組を実施します。

保育施設や大学、専門家等と連携して、未就学児等の意見聴取・意見表明について、取り組みます。

「連携」

保育施設 専門機関 尼崎市 学校

小・中・高等学校と連携して、こども・若者の意見聴取・意見表明について取り組みます。

指標

コドモワカモノボイスアクションの登録者数
こども・若者の意見・提案について、その実現に向けて具体的に検討を行った件数

差別の禁止 こどもは、どんな理由でも差別されなければなりません。	こどもの最善の利益 こどもに関することを決めるときは、常にそのこどもの最善の利益を考えなければなりません。	生きる権利と育つ権利 こどもは健康に生き、成長するための支援を受ける権利があります。	意見を表す権利 こどもは自己に関することについて自由に意見を言い、その意見が尊重される権利があります。
--	---	--	---

※○の付いている単語は、P3の二次元コードに用語解説があります。

- 1994年 関西学院大学在学中に家庭教師サークルを設立
- 1995年 阪神・淡路大震災で被災
ボランティアとして**学習支援**やキャンプ等の**レクリエーション活動**などを展開
- 1998年 関西学院大学を卒業し、住友銀行に就職
- 2000年 NPO法人**BrainHumanity**設立 理事長に就任
青少年を対象とした学習支援、不登校支援、生活困窮者支援活動等を展開。
- 2017年 NPO法人**BrainHumanity**理事長を退任

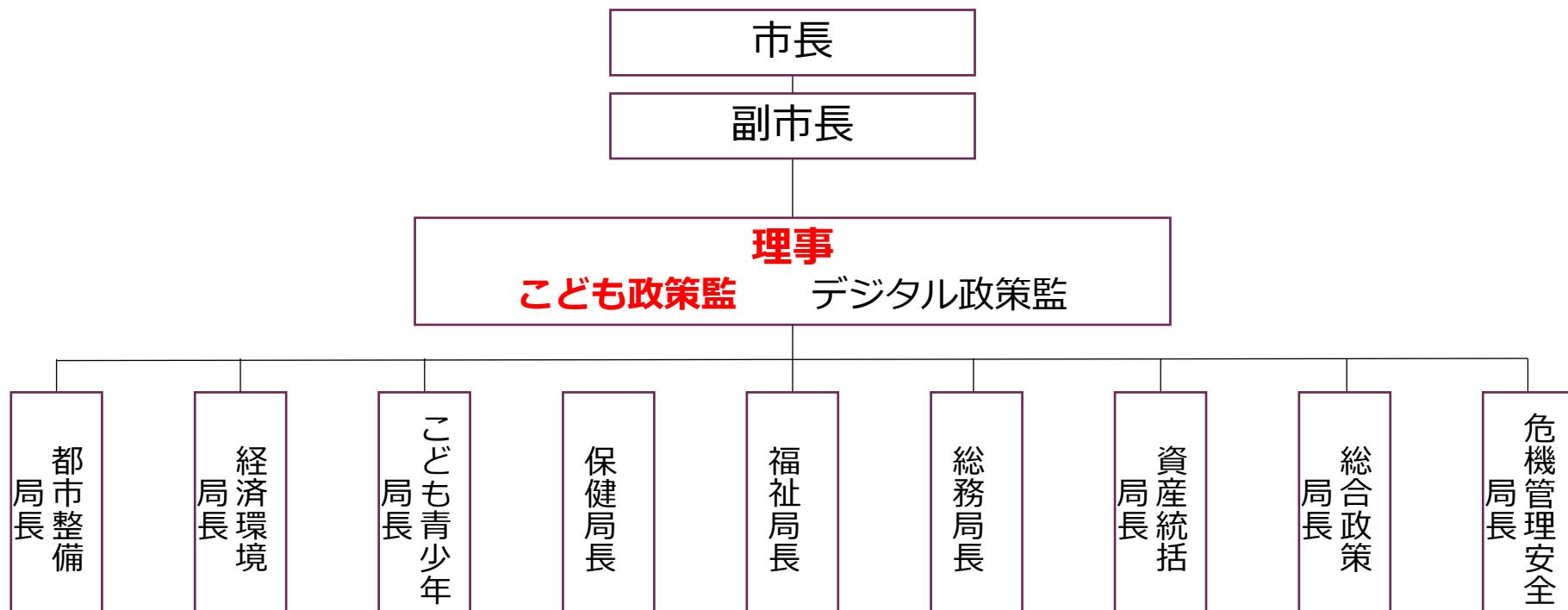
【尼崎市との関わり】

- 2013年 尼崎市参与（ソーシャルビジネス振興）※非常勤特別職
- 2016年 尼崎市参与（企画財政）→**理事（こども政策）**
- 2022年 任期付き一般職へ **理事・教育次長**
- 2023年 **尼崎市こども政策監**に就任

- 尼崎市のこども若者政策の全体調整を行うために設置
- 職名としては「理事」

尼崎市事務分掌規則

第3条 市長の命を受け、市長の指定する事務を処理するため、理事を置くことがある。



ひと咲きプラザ

2015年に廃止された聖トマス大学の跡地の譲渡を受け、市民の学びや育ちを総合的に支える拠点として、「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備。

ひと咲きプラザの特徴

▶市民の学び・育ちの総合拠点

子どもから大人まですべての市民が生涯にわたって、学び、育つことのできる総合拠点として整備。

▶多様な組織・機関の連携

市長部局だけでなく、教育委員会、兵庫県（児童相談所・県警少年サポートセンター）、民間（指定管理者・受託事業者）、看護学校など多様な担い手が一つの場所で連携。



※大学廃止による土地建物の自治体譲渡は全国初

■「ひと咲きプラザ」の名称

尼崎市は「ひと咲き まち咲き あまがさき」を市のキャッチフレーズとしており、そこから「ひと咲きプラザ」が名づけられた。



子どもの学びや育ちを総合的に支援する "ひと咲きプラザ"を設置（2019年10月完全オープン）

子どもの育ち支援セントー"いくしあ"

- ・総合相談 市
- ・発達相談 市
- ・子ども家庭相談 市
- ・教育相談 教委

POINT

福祉・保健・教育等の統合データベース

ユース交流センター "アマブライ"

- ・学びと育ち研究所 市
- ・生涯、学習！推進課 市
- ・子どものための権利擁護委員会事務局 市

あまがさき・ひと咲きプラザ

いくしあ

アマブライ

看護学校

ひと咲きタワー

- ・教育総合センター 教委
- ・尼崎こども家庭センター（兵庫県児童相談所） 県
- ・県警少年サポートセンター 県

あま ぽーと

タワー

ユース交流センター "あまぽーと"

- ・ラウンジ
- ・音楽室
- ・ホール

市
市長事務部局

教委
市教育委員会

県
兵庫県

指定
管理
指定管理者

ユース交流センター

青少年の居場所、活動拠点として設置。本市におけるユースワークの拠点としても活動を展開。

主な機能

▶若者の居場所・活動拠点

音楽室、ホールなどの施設やラウンジなどの居場所の提供・イベントの実施

▶ユースワークの推進

若者の声を政策やまちづくりに反映させるユースカウンシルの開催など

▶市全域でのサテライト活動

市内の生涯学習プラザなどでユースの居場所づくりやイベントを開催

■本市におけるユースワークの推進

ユース交流センター

ユースワークの実践
ユースの居場所づくり

ユースカウンシル

ユース世代による
政策提言

ユースワーク推進部会

本市のユースワークの
取組への助言

ユースファンド (子ども若者応援基金)

ユースの活動への
資金的支援

ユースワーク推進部会

赤井 邦夫 (一般社団法人office ひと房の葡萄代表理事)

今村 亮 (認定NPO法人力タリバ パートナー)

川野 麻衣子 (NPO法人北摂こども文化協会理事長)

竹田 明子 (公益財団法人京都市ユースサービス協会)

両角 達平 (日本福祉大学講師)

李 烏植 (NPO法人Learning for All代表理事)

全国から先駆的なユースワークに取り組むメンバーが集結

ユースカウンシル事業

➤ティーンズミーティングからの改編

年に1回、市長が中高生などと話をする

「ティーンズミーティング事業」が形骸化していたことから、もっと若者が主体的に政策やまちづくりについて提言できる仕組みとして
「ユースカウンシル事業」に改編

➤市内の中高生からメンバーを募集

会議や運営の方法などから若者自身で考えるため、2021年に**第0期生**を募集。

0期生は自ら設定したテーマについて調査研究や提言作成などを行うとともに、**ユースカウンシル**の運営などについても協議。

➤市長らへの政策提言

毎年1回、市長、教育長らの前で活動報告会を実施し、政策提言を行う。



OUR Activities

活動を通して、西神的・みんみの考え方を実践する機会を設けてます。
内閣によっては、市の事業としてあなたのプロジェクトが実現されるかもしれません。

Discussion (1月～3月)

自分が考える国際とも
地域について、熱しきりを行
いたいことを決めてください。
企画名はうすで可です。
例。危険性に潜む危機が発生される
スタートホールド開催され
、新規な接点での人々が
連携しているか?
新規な接点での人々が
連携しているか?
大手企業や多くの
ために地元独自の議論会
開催を行いたい。

Presentation (8月)

自分たちの考えた内容を
プレゼンテーションして、他の
メンバーや大人たちに聞いて
もらいます。
配信化版もあります。

Action (9月～)

活動としては月次でですが、
定期的に取り組んでみたいという
方に、今月以降も活動することができます。

Deepen (4月～7月)

■市内に常設のスケートボードパークを！

市内に常設のスケートボードパークを設置する。
市内には常設の練習場がなく、市民からもクレームが多い。

○市長と視察へ 市内候補地の調査

- ・市長とともに徳島県鳴門市のスケートパークを視察
- ・その他近隣のスケートボードパークの視察や市内候補地の調査を実施

○NPO法人設立

- ・持続的な活動のために若者自らでNPO法人を設立 NPO法人ASK設立

○社会実験の実施

- ・市内の総合公園の一角で仮設のスケートボードパークを開設し、社会実験を実施。

○常設のパークを開設

- ・市内の総合公園の一角を無償貸与され、2025年、常設のパークをオープン



■校則に納得したい！

市立中学校の校則にはその必要性などを説明できないものや不合理なものも多い。しっかりと校則を見直しし、納得できる校則にしたい。

○市内の校則を調査 アンケートを実施

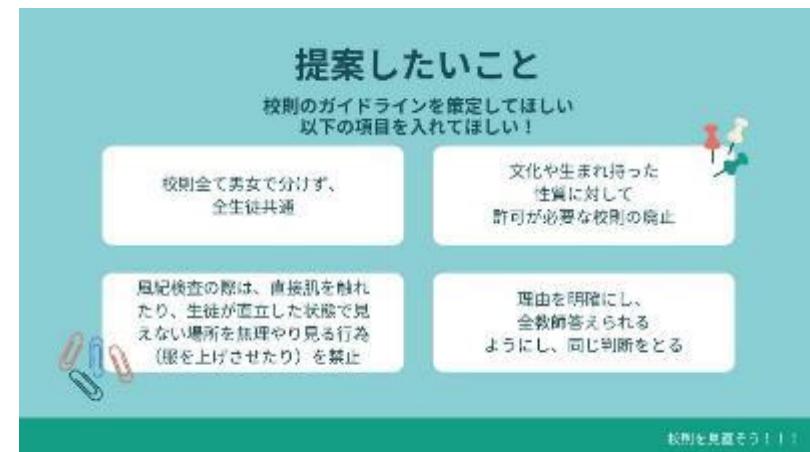
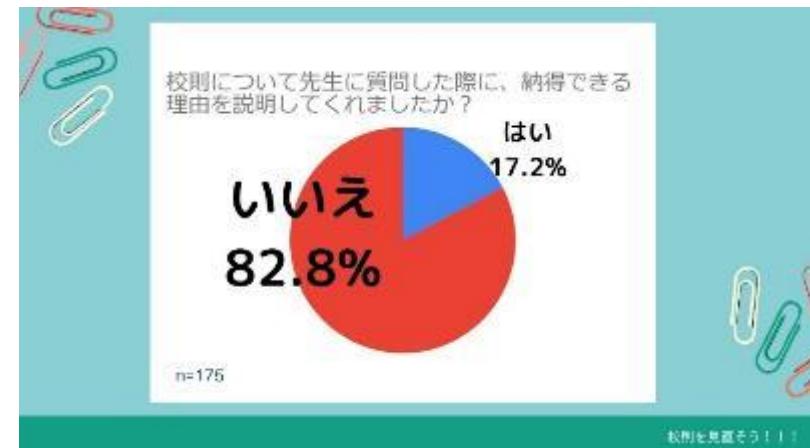
- ・SNSなどを通じて、市内にどのような校則があるかの調査を実施
- ・SNSなどで市内の生徒や保護者に校則に関するアンケートを実施

○弁護士等との協議

- ・子どものための権利擁護委員会の弁護士と校則についての協議を実施

○市長・教育長に提言

- ・ユースカウンシル報告会において市長・教育長に提言を実施
- ・2022年12月、教育委員会が「校則見直しのためのガイドライン」を制定



オンラインプラットフォーム「Liqlid」

Liqlidとは『じっくり話して、しっかり決める』のコンセプトのもと開発された、市民参加型の合意形成プラットフォームです。市民は「アイデアを出す」「対話する」「投票する」「結果を確認する」等ができる、市民と行政とが日常的にコミュニケーションがとれる仕組みになっています。



➤ 将來の市民（主権者）を生み出す

「自分が動いても社会は変わらない」という大人を生み出しているのは、青少年期の経験があるのではないか。

「言っても無駄」「言っても変わらない」の繰り返し
(いわゆる「学習性無力感」「負の教育効果」)

→青少年期に「言えば変わる」「動けば変わる」という体験をすることで**主体的な市民（主権者）**が育つ。

➤ 真に効果のある政策を生み出す

特に若年者向け政策を行う際には**若者自身の声を聞くこと**によって**その政策効果を高め**ることができる。

若者向け政策の精度を高めることは若い市民の定住転入にとって極めて重要。

➤ ユースワーカーの存在

若者と行政を結びつけるためにはその間に入って調整を行う
「ユースワーカー」の存在は不可欠

若者から見るとその声を聞き、代弁する「アドボケーター機能」や若者の政策プランに助言などを行う「メンター機能」行政の側から見ると若者と行政の間に立ち、相互の言語を仲介する「インタープリター的役割」や「コーディネーター的役割」を果たす。

➤ ユースセンターの存在

若年が具体的に活動を行うためにはその物理的基盤として
「ユースセンター」の存在は不可欠

若者が自由に、費用負担なく、会議や活動できる場所

子どもの権利

民主主義

市民自治